

(別紙)

**「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
(内閣府令第3号)(2019年3月31日)による改正項目の適用時期**

項 目		2019年3月期 ～ 2020年2月期	2020年3月期～
主要な経営指標等の推移	第二号様式 記載上の注意(25)	適用	
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	第二号様式 記載上の注意(30)	(早期適用可)	適用
事業等のリスク	第二号様式 記載上の注意(31)	(早期適用可)	適用
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	第二号様式 記載上の注意(32)	(早期適用可)	適用
コーポレート・ガバナンスの概要	第二号様式 記載上の注意(54)	適用	
▶ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	第二号様式 記載上の注意(54)c	(早期適用可)	適用
役員の状況	第二号様式 記載上の注意(55)	適用	
監査の状況	第二号様式 記載上の注意(56)	適用	
▶ 監査役及び監査役会の活動状況、継続監査期間等	第二号様式記載上の注意 (56)a(b)、d(a) ii	(早期適用可)	適用
▶ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬等	第二号様式記載上の注意 (56)d(f) i～iii	適用 (経過措置あり※)	(経過措置なし)
役員の報酬等	第二号様式 記載上の注意(57)	適用	
株式の保有状況	第二号様式 記載上の注意(58)	適用	

※改正後の監査報酬に係る規定は2019年3月期から適用されますが、2019年3月期に経過措置を適用する場合には旧規定が適用されることとなります。

(注) 適用時期については、項目ごとに選択することができるものと考えられます。ただし、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(第二号様式記載上の注意(30))と財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(第二号様式記載上の注意(54)c)の規定は、同時に適用しなければならないと考えられます。また、提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(第二号様式記載上の注意(31)b)と経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(第二号様式記載上の注意(32))の規定は、同時に適用しなければならないと考えられます。